

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長



(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までに事前行使された議決権の数及び本株主総会当日に出席した株主のうち各決議事項に対する意思の表示の内容が確認できた一部の株主（大株主及び当社役員を含む）が行使した議決権の数の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

以 上